

小規模訪問看護ステーション経営支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 小規模訪問看護ステーション経営支援事業補助金の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び、熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 中山間地域に訪問看護ステーションを設置し、訪問看護師を新たに採用し、計画的に研修を受講させ定着を図っている法人。

2 中山間地域とは、次により規定されているいずれかの地域。

(1) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島地域

(2) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項に規定する振興山村地域

(3) 厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に掛かる離島その他の地域の基準第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域

(4) 辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項に規定する辺地

(5) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に規定する半島地域

(6) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に定める特定農山村地域

(7) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域

3 平成30年4月1日現在、または、平成30年4月1日以降に指定された事業所においては、指定日現在の訪問看護師が、常勤換算数4人未満の経営状況の厳しい訪問看護ステーションとする。

(事業内容)

第3条 訪問看護師を新たに採用し、人材育成に取り組む中山間地域の小規模な訪問看護ステーションに、上限6か月間運営経費を助成する。

(補助対象経費等)

第4条 新規に雇用した訪問看護師(准看護師含む)の、研修受講開始月から6ヵ月間の訪問看護ステーションの person 費及び旅費とする。

1月当たりの基準額を160千円以内とし、別表に掲げる補助対象経費と基準額を比較して少ない方の額を交付額とする。

2 交付決定前に支出した経費についても、平成30年4月1日以降に支出した経費については補助対象とする。

(補助金の交付申請)

第5条 要項第3条第2項第1号の事業計画書は、要領別記第1号様式によるものとする。

2 要項第3条第2項第2号の収支予算書は、要領別記第2号様式とする。

3 要項第3条第2項第3号のその他必要とする書類は、次のとおりとする。

(1) 訪問看護ステーションの位置を示す地図

(2) 月ごとの収支計画書(別添参考様式1)

(3) その他参考となる書類(研修通知、案内等)

4 要項第3条第1項の申請書の提出部数は1部とし、その提出期限は別に定める。

(補助事業等の内容等の変更)

第6条 要項第5条第2項の事業変更計画書の様式は、要領別記第1号様式を準用するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 要項第6条の規定により申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過する日までとする。

(状況報告)

第8条 事業の進捗状況など、必要に応じた状況報告(要領別記第3号様式)の提出を求めることがある。

(実績報告)

第9条 要項第9条第2項第1号の事業実績書は、要領別記第4号様式によるものとする。

2 要項第9条第2項第2号の収支精算書は、別記第5号様式とする。

3 要項第9条第2項第3号のその他知事が必要と認める書類は、次のとおり

とする。

- (1) 対象雇用者に係る人件費が確認できる資料
- (2) 研修受講証明書の写し
- (3) 月ごとの収支実績書（別添参考様式2）
- (4) その他知事が必要とする書類

要項第9条第1項の実績報告書の提出期限は、事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

（補助金の請求等）

第10条 補助金は、事業が完了し補助金が確定した後、補助金交付請求書（要項第9号様式）の提出を受けて支払うものとする。

（補助金に付す条件）

第11条 本補助金の交付に当たっては、次の条件を付すものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、これを事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (4) 事業者が第1号から前号までに定める条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (5) 要項第12条第1項の規定により補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。

（雑則）

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成29年6月12日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年6月20日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(別表)

小規模訪問看護ステーション経営支援事業に係る補助金基準額及び対象経費

1 区分	2 基準額	3 補助対象経費
第2条の事業	960千円 (1月あたり 160千円を上 限とする。)	第2条の事業の実施に必要な報酬、給料、 職員諸手当、共済費、賃金、旅費